

# 冠婚葬祭互助会、 契約する際はよく確認を

## ＜今回の相談事例＞

15年前に10年満期で20万円の冠婚葬祭互助会に2口加入した。子どもの結婚式等で利用するかもしれないと思い、満期後もそのままにしておいた。しかし、この業者を利用することはなさそうなので、解約を申し出ると、手数料が1口3万円かかり、2口合わせて34万円の返金になると言われた。満期まで払ったのに高額な手数料を取られることに納得できない。  
(70代女性)

## 【アドバイス】

### ●「冠婚葬祭互助会」とは・・・

冠婚葬祭互助会とは、一定の掛け金を一定期間にわたって毎月支払い、貯まった金額を結婚式や葬儀の際のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするための仕組みです。

### ●サービスを利用せずに解約する場合は解約手数料がかかります

冠婚葬祭互助会は、預金とは違い、利子は付かず、サービスを利用して初めてメリットがあり、サービスを利用せずに解約をする場合は、解約手数料が差し引かれるため、積立金額よりも少ない金額しか返金されません。契約をする際は、その業者の結婚式や葬儀等のサービスを利用する予定があるかをよく検討し、契約内容をよく確認して契約するようにしましょう。

### ●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

## 二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん